

藩札の果たした役割と問題点*

檜垣紀雄**

1. はじめに
2. 江戸時代の貨幣制度と藩札の性格
3. 藩札発行と流通の仕組み等
4. 発展と終末
5. 藩札の意義と現代的教訓

1. はじめに

金融研究所では、貨幣史・金融史研究の一環として昭和58年度以降、江戸時代の諸藩が発行した「藩札」について委託研究を行ってきているが、北陸、中・四国等の諸藩に関する研究報告が出揃ってきた（小川1987、河手1988、木原1988、高瀬1987、隼田1987、藤田1989、藤本1988、三好1987、渡辺・土井1987）ので、中間的にその成果を取り纏めるとともに、藩札の歴史的意義、現代の貨幣・金融問題に対するインプリケーションの把握を試みることとした。

本論文の内容を予め要約すると次のとおりである。

① 藩札は、江戸時代の各藩が、藩内の流動性供給と正貨の藩集中を主目的に、幕府鑄造の金・銀・銭貨（正貨）との兌換、自領内限り通用を原則として発行を開始。幕府による抑制を受けつつも、便利な決済手段として次第に領民に受け入れられ、なかには

他藩の領民の信認も得て藩境を越えて遠隔の諸藩にまで通用する事例もみられた。また、藩の殖産興業政策との抱合せにより領内の産業発展にも貢献した。

- ② しかしながら、幕府の諸藩への種々の支出強制等から、藩財政は恒常に逼迫。大飢饉・風水害等天災も加わって、窮迫の度合いを強めていったため、藩札は、財政補填策として濫発されがちとなった。このため、物価は高騰し、大規模な藩札引替騒動（取付け）が頻発するという事態に立ち至った。これに対して、財政窮迫のため兌換用正貨の大部分を費消している藩当局は到底完全兌換には応じられず、藩札の兌換停止や大幅切下げに追込まれるケースが多くなかった。
- ③ このように藩札は、財政当局と通貨管理当局が同一主体という体制の下で発行されたため、安直な財政補填策という誘惑を絶ち切ることが出来ず濫発され、その結果、貨幣としての信認を喪失し、自滅の道を

* 本論文の作成過程で、創価大学・山口和雄教授、日本貨幣協会・郡司勇夫副会長、國立館大学・妹尾守雄教授から有益なコメントを頂いた。

** 日本銀行金融研究所調査役

辿っていったのである。

- ④ 現代の金融政策のあり方を考える際にも、通貨価値の維持、物価安定が至上課題であり、そのためには、政治的思惑に左右されない中立的な通貨管理当局の確立と維持が不可欠である。またプリペイド・カード等新たな決済手段の導入に当たっては、貨幣としての信認獲得のため十全な支払準備の維持・管理を図ることが肝要である。

2. 江戸時代の貨幣制度と藩札の性格

(1) 藩札の登場

イ. 江戸時代の貨幣制度

江戸時代においては、幕府が金・銀・銭貨という3貨（正貨）の鋳造権を独占しており（1601年「金銀の制」、1636年「銭定の高札」により独占）、全国の諸藩は自領内の官・民の通貨不足をきたしても、これらの需要を満たすために自ら貨幣を鋳造することは出来なかった。このため、江戸幕府成立後数十年を経ずして、幕府の許可を得て補完貨幣としての藩札を発行する動きが出てきた（遠隔地の藩では許可を得ず発行する事例もあった）。

ロ. 藩札の定義と性格

藩札を一般的に定義すると、「江戸時代に諸藩政府が原則として領内通用を目的とし、各藩の財政部（=勝手方）および藩用達商人（=札元）、またはその何れかに発行させ、正貨への兌換を約束した紙幣」ということが出来よう。但し、「藩札」という名称は、江戸時代ではなく、¹⁾現在藩札と呼ばれている諸藩発行の紙幣は、当時はその額面表示方法の種類により、金札、銀札、銭札、米札などと呼ばれており、²⁾時には楮幣（原料がこうぞであるため）、領分札、お國札、フダなどと呼ばれることもあった。

藩札に似て非なるものに山田羽書等の私札がある（日本銀行調査局1980）。これは全くの私人によって発行されたもので、発行保証物件により常に裏打ちされた一種の約束手形、自己宛小切手であった。すなわち私札は信用に裏付けられた「信用貨幣」である。これに対して藩札は当初は正貨準備を有した「信用貨幣」であるが、藩財政の窮乏化に伴い、準備を欠いた政府の高権性のみをバックとする「政府貨幣」に堕していった。こうした結果、私札は明治期ま

1) 江戸時代の大名領を「藩」と呼ぶようになったのは、中期以後で、かつ一部の知識階級の用法に限られていた。これが公称となったのは明治維新後である。すなわち、明治元年（1868年）新政府が、旧幕領には府県制を、旧大名領には藩制を設けたのが始まりであり、これらの府・県・藩が発行した紙幣を、夫々府札・県札・藩札と称している。従って、「藩札」という名称は、厳密には明治以後の地方行政体たる「藩」が発行した紙幣の呼称であるが、現在では、これを江戸時代の大名領の紙幣一般に及ぼして用いているのである。

2) 藩札は、通常、幕府鋳造の正貨を裏付けとした金札・銀札・銭札の形態をとっていた。しかし、幕府の藩札発行制限強化の姿勢を眺め、例えば米札のように実質的には銀札でありながら、領内産物である米を引当てに発行したという形態を表したもの（米札のほか、炭札、傘札、綱糸札、轆轤札、肥代預り等）、藩士の贈答品代償約の趣旨から発行されたもの（鰯札＜慶事用＞、昆布札＜凶事用＞）など、特殊なものも少なくなかった。

藩札の果たした役割と問題点

で総じて健全な流通をみる一方、藩札が混乱を極めた貨幣であったことは対照的である。

なお幕府自身は開幕以来紙幣を発行することはなかったが、幕末に至り、開港や諸物価の上昇等に伴う多額の出費を賄うため、慶応3年（1867年）、3種類の紙幣を発行した。しかし、間もなく幕府は倒れ、殆どその効果をみるとなく終わった。

ハ. 藩札の嚆矢

藩札の嚆矢は、寛文元年（1661年）発行の越前国福井藩札というのが通説であるが、近年の史料研究（作道洋太郎：寛永14年＜1637年＞尼崎藩札発行の可能性）により通説の見直しの必要性が唱えられ始めた。

さらに、今次委託研究の過程で収集された史料によると、それよりも更に古く、福山藩札の寛永7年（1630年）発行の可能性が出てきている。すなわち「福山藩の銀札発行を領内の大商人に指示する書面」とともに、隣藩の広島藩が「福山藩の銀札の広島藩内での使用を禁止する」旨の2度にわたる触書が発見されたからである（渡辺・土井1987）。

これについては「元和年間（1615～24年）、私が経済先進地域である近畿地方でかなり普及しており、福山藩でも、こうした私札に対して藩主が一応の通用規則を示したものに過ぎないのではないか」（国士館大学・妹尾守雄教授）との見方がある。しか

し、①福山は、このような私札の先進地域からかなり離れていること、②私札先進地域の大和郡山から福山藩主に移封（1619年）された水野勝成とその家臣が私札のノウハウを活用して、領内通貨不足を補填するため藩札発行を計画したということが十分考えられること、から現時点では福山藩札が藩札の嚆矢である可能性が高い。

もっとも、福山藩の当該銀札の現物は未発見であり、当時における藩札の普及状況を明らかにする商人の古文書等の収集・研究も十分とは言い難いため、通説を正式に書換えるには引き続き史料収集と研究が必要と言えよう。

（2）幕府の姿勢

幕府は、こうした藩札発行の動きに対しては、当初は、①発行高が少ない、②正貨不足を補う意義もある、③藩内限りの通用である、との見方から、形式的許可ないし黙認の姿勢をとっていた。しかし、藩札を濫発する向きが目立ち始め、物価上昇が顕著となるという弊害が生じ、さらに非発行藩からの藩内通貨制度を混乱させるとの不安・苦情の訴えが増えてきたとして、宝永4年（1707年）藩札の発行・使用を全面的に禁止した。³⁾しかし、对外支払のため兌換用準備銀のかなりを費消していた各藩当局は、藩札の正貨への引替えに苦慮。完全引替達成の藩は皆無に等しく、各藩内では物価が暴騰（広島藩では数か月で主要物資が8～9倍に）、パニック状態に陥っ

3) 真の狙いは、前年実施した銀貨改鑄の差益＜出目＞の獲得である。すなわち、藩札の発行を許しておくと、新貨幣（低品位）が藩札と交換されるだけで、旧貨幣（高品位）は各藩に退藏されたままとなり、幕府は旧貨幣の回収による出目獲得が出来なくなる。そこで、各藩に札遣いを禁止し、保蔵貨幣の放出を行なわせようとしたのである。

た（渡辺・土井1987）。

しかし、その後正徳・享保期に、幕府が新井白石の建議により実施した貨幣の品位引上げ（1714～15年）に伴う通貨圧縮の行過ぎから、通貨の流通量が急速に収縮し、デフレと藩財政の一層の窮乏化を招いた。このため、幕府は貨幣増加政策に転換、享保15年（1730年）、上記の藩札禁止令を解除し、多くの藩が藩札の発行を再開、増発に踏み切った。このようにして、幕末・維新時まで、幕府の濫発警告・抑制を伴いつつ、藩札を抱えた通貨体制が持続することとなったのである。

以上の幕府の措置を一覧すると次のとおり。

- 1705年 未発行藩、幕府に対し藩札発行禁止を願い出
- 1707年 幕府、藩札の発行・使用を禁止
- 1730年 藩のうち20万石以上は25年、20万石未満は15年に限り発行を許可（期限延長を何度も繰り返し）
- 1759年 新規発行を禁止
- 1774年 発行中絶藩の再発行を禁止
- 1798年 米札の新規発行を禁止
- 1836年 禁令を徹底化（但し実効は挙がらず）

3. 藩札発行と流通の仕組み等

（1）発行方法

藩札の発行方法には、①藩が直接発行する場合と、②藩内外の有力商人が請け負って発行する場合があるが、前者の方が多かった。

①直接発行の仕組み

発行機関は、札会所・札場・札方・鈔座・判書所など藩により種々な名称で呼ばれたが、その職制は概ね次のとおり。

札奉行…勘定奉行が兼任し藩札の取締

まりと正貨の管理に当たる。

札場目付…藩札事務の監査に当たる。

札元…城下町あるいは大阪などの豪商、とくに御用両替商などから選任され、藩から一定の扶助を受けて藩札兌換準備金の調達、発行・引替業務などに当たる。

藩当局は、藩の経常的支払いのほか、困窮藩士・庶民への貸付、藩専売物資の買入れ等財政支出をこの札元を通じ藩札によって支払わせ、貢租米をもって年賦償還で返済することを約して札元を引き受け貰う形をとっていた。

②請負発行の仕組み

これは、藩が有力商人に一定額の藩札発行を請け負わせる方法で、藩が積極的にそれを商人に依頼する場合と、商人が自らのイニシアチブでそれを藩に願い出て許可を得る場合とがあった。いずれにせよ、この方法では、通常藩名は表面に出ず、札元が自己の責任で発行する形式を探った。このため、幕府の藩札抑圧姿勢が強まった場合や藩札に対する領民の信頼度が低下した場合などに、こうした形の発行が増加する傾向があった。

藩札は市中正貨との単なる引替えだけでなく、財政支出の実行によっても発行（財政貨幣と呼ばれる）された。これが後には後述の藩札の濫発を惹き起こすこととなるが、札元の一部には、商人としての信用護持のため、札元辞退を願い出る者も現われた（和歌山藩、尼崎藩）。

藩札の果たした役割と問題点

(2) 通用地域

藩札の通用区域は原則として領内であり、藩に飛地領がある場合、飛地内のみで通用する札も発行された。しかし、藩札のなかには領外からも信認を得て通用範囲を拡大したものもあった。例えば和歌山藩伊勢領（飛地領）の松坂札は、その領内だけでなく、山田羽書（私札）や鳥羽藩札などと競合しながら、漸次近隣の諸藩にまで流通範囲を拡げていった。これは松坂札が三井家や有力な伊勢商人達を札元として発行され、信用力に優れていたからである。また、福山藩札は広島・岡山・香川地方へ、福井藩札は石川・滋賀地方へと夫々通用範囲を拡げており、高松藩札は「昼夜を問わず兌換が円滑」であり「富国の札」との評判が広まって、近隣の諸藩でも正貨と全く同じ評価で取引されていたようである。

この場合、各種藩札の交換が行なわれ、交換レートが両替商によって設定されたものと思われるが、資料不足のため、その実態は明らかでない。

また、各藩の領主にとっては、自国の藩札が阻害されるという点で、他藩の藩札の流入は決して好ましいものではないが、流入規制の記録は見当たらない。これは、貨幣の高権性よりも経済取引を重視せざるを得ない商人の地位の高まりがあったのではないかと思われる（例：和歌山藩）。

この間、複数の藩の錢貨と藩札の相場差を利用して、交換差益を享受する動きも発生している。例えば、宇和島藩では正貨獲得のため正銭と銀札の交換レートを高めに設定した結果、正銀・正銭の市中交換レートは「正銀1貫目=正銭109貫文」となった。一方、隣接する豊後国府内藩の正銀・正銭の市中交換レートは「正銀1貫目=正銭112貫文」であっ

た。このため自領内の銀貨を府内藩に持ち出し、錢貨に交換して自領に持ち帰り、錢貨を銀札に交換後、これを再び銀貨に交換する（正銀1貫目→正銭112貫文→銀札1貫116匁→正銀1貫35匁）という手法を繰返し莫大な利益を得る者が現われ、正貨の藩外流出増が懸念される事態が発生した。これに対しては、正銭と銀札の交換レート変更により投機を封じ込めている。

(3) 通用規則

藩札を発行する場合には、前述のとおり、多くの藩において領内における金・銀貨の通用を停止し、領民に対して、ごく少額の錢貨取引以外は藩札を使用することを強制し、この規則は他領から出張してきた商人にも適用された。そして正貨吸収目的の達成のため、札引替所（札会所）を多数設け日中6～8時間の長時間営業により藩札引替えを行なった。また藩札への交換促進のため、交換比率（正貨買いレート）は例えば「正銀100匁→銀札101匁」のように多少の歩合が付けられた。

一方、藩札から正貨への兌換については厳しい制限が課され、例えば、丸亀藩では1日の兌換総額を正銀10貫目、宇和島藩では同3貫目に制限しており、また「身分不相応な多額の引替申請には、名主、家主、本人の連印を要する」（各藩）という状況であった。交換比率（正貨売りレート）も「銀札102匁→正銀100匁」のようにかなりの手数料が課された。

(4) 藩札発行藩と発行高

発行藩はほぼ全国に分布しているが、商取引の盛んな近畿圏を中心に西日本の発行事例が

多い（江戸時代の発行藩の4分の3を占める）。札の種類をみると、現在の愛知・岐阜・富山の3県を結ぶ地帯を境にして、以東は主として金札（金貨兌換札）、以西は主として銀札（銀貨兌換札）を発行している。これは、正貨に関する「関東の金遣い、上方の銀遣い」という地域区分とも一致している。

明治4年（1871年）廃藩置県の際の政府の調査によると、藩札を発行している藩は244藩・14代官所・9旗本領で、藩札の種類は1,694種に及んでいる。当時の藩の数は約300であるから、その約8割が藩札を発行していたことになる（江戸時代にも幕府による発行状況調査は行なわれているが、対象範囲が限られているため全体像の把握は困難）。

また、幕末における藩札発行高は、創価大学・山口和雄教授の推計によれば9千数百万両に上っており、金・銀貨の発行高（合計1億3千万両）に迫る規模に達している。

4. 発展と終末

次に、幕府の藩札解禁（1730年）後の藩札制度の整備、発展と弊害増大、終末の状況を概観してみよう。

幕府は享保15年（1730年）の藩札解禁に際し、「藩札発行の前例を有する藩のうち、20万石以上は25年、それ以外は15年を期限として許可するが、期限到来後なお札遣いの必要ある場合は、改めて許可申請すべし」との触書を送付し、監督姿勢を明確に打出している。こうした枠組みの下で、諸藩は隣接する他藩の事例を参照しつつ、藩によっては兌換用の銀準備高を内々定める（高松藩：通用札の3分の1）など、詳細な通用規則を制定、発行・流通体制の整備に努めた。

この結果、各藩内では、藩により程度の差

はあるものの、札遣いが日常生活に浸透。例えば、市街地における商人間の決済手段としてだけでなく、領主への冥加金・納税、農村部における日用品・雑穀の購入資金、災害復旧資金の貸付、家屋の新築・修繕費の支払に至るまで藩札が用いられている（宇和島藩）。また「藩主の命により江戸へ出張する際、出張旅費として正貨の一分金を初めて受取り、非常に珍しく思った」（福井藩）との話が伝わるまでになった。

しかしながら、18世紀半ば頃から、幕府の諸大名に対する抑圧政策（大規模な土木工事の賦課等）の重圧や経済発展に伴う藩の歳出規模の膨脹により、諸藩の大坂商人等からの借財が増嵩、これが返済のために借財を重ねるという「サラ金的財政」の状態に陥った。さらに飢饉・風水害等天災の多発も加わって、藩財政は窮屈の度合いを強めていった。このため財政補填のため藩札を増発せざるを得なくなり、米を始めとした諸物価の上昇が目立ち（広島藩では約2年間で主要物資が5倍に）、餓死者も発生するに至った。

一方、領民の間では幕府による藩札禁止不安も底流にあって（広島藩）、藩札に対する信認が大きく動搖。正貨への兌換を求める領民が札会所へ殺到、怪我人も出るという事態となり社会不安が発生（富山藩・広島藩・福山藩）。これに対して兌換制限や大幅切下げ（広島藩：500分の1、岡山藩：10分の1、宇和島藩：3分の1）を実施する藩が続出、こうした兌換制限に対しては、幕府から警告がしばしば出されている（福井藩）。

このような状況下、各藩は頼母子講の利益上納の強制（富山藩）、藩士に対する借上げ措置（例：半知…実質的には5割減俸）、特産品の専売制実施・強化等財政の立直しを

藩札の果たした役割と問題点

図った。藩によっては流通藩札の封印（=藩札の公債化：丸亀藩、鳥取藩）、富籤付き新札と旧札との交換（秋月藩）等によって過剰藩札の吸収を図ろうとの動きもみられた。しかし、大半の藩では財政難から過剰藩札の吸収・消却は困難として、物品表示の特殊な藩札発行（各藩）、豪商への藩札発行の全面委託（福山藩）等々の対応策を打出したが、主要産物の藩・有力商人の独占に対する不満が醸成されただけで、藩札への不信から換物の動きが広範化（宇和島藩）。さらに商人の取引は藩札から正貨へシフトし（富山藩）、諸物価は一段と高騰した。

その後、各藩の財政改革、藩内産業育成の努力もあって、19世紀前半には藩札騒動も一応収まり小康状態を迎えたが、幕末の混乱期に至って再び濫発傾向となった。明治入り後も各府・県・藩が財源対策として増発、新貨幣体制への移行を目指す明治政府による太政官札や為替会社による紙幣の発行も加わって、幣制は一層混乱した。

このため新政府は藩札の増刷を禁止し（明治2年<1869年>）、新紙幣との交換を決定（明治4年<1871年>）。明治12年（1879年）、藩札は交換を完了し、その歴史の幕を閉じた。

5. 藩札の意義と現代的教訓

藩札は、とかくその弊害が強調され、諸悪の根源の如き取扱いを受けているような観するもあるが、幕藩体制・天災多発の状況下ではやむを得ない面もある。また、藩札がわが国の経済発展に果たした功績についても看過すべきではない。以下、藩札の歴史的意義と現代的教訓を探ってみたい。

(1) 商品取引上の意義

藩札が一般的民間経済に対して効果を顯わしたのは、商品経済の発展度の高かった近畿以西の諸藩で、これらの地方では藩札の発行・貸付けが金詰まりによる金融梗塞を救済し（尼崎藩）、当該地方における経済発展を支えてきたとされている。このように、藩札発行によって、秤量銀貨の煩わしさに比べ商品取引の決済が順便化し、取引の円滑化・大規模化・広域化に寄与したことは否めない。

また、藩札の発行・使用により、試行錯誤を重ねつつも、所謂「紙幣経済」運営のノウハウが蓄積され、明治以降の新貨幣制度構築のための遺産としての役割を果たしたという見方も出来よう。

(2) 産業発展上の意義

藩財政再建、藩内産業育成のため、藩札による藩内産物の買入れ、生産資金の貸付けが行なわれたが、こうした殖産興業政策との抱き合いで藩内産業の発展に貢献した（成長通貨の供給）面も少なくない。

ここで藩専売制下の藩札発行の効果について考察してみよう。

一般に専売制と藩札との関わり合いが現われるのは享保期（1716～1736年）以降であり、とくに文化・文政期（1804～1830年）以後にそれは明確化する。すなわち幕藩体制の確立・強化に伴って、財政貨幣的な色彩を漸次濃くしていた藩札が、この頃から次第に強化される藩の独占事業体制である専売制と結び付くことによって、その機能を高めるに至ったのである。

藩専売制が実施される場合、通常、生産・販売面の管理機関としての藩の「產物会所」と紙幣管理機関としての「藩札会所」が連繫

し、有機的に運営された。すなわち藩当局は産物会所を通じ、藩札会所が発行する藩札によって領内産物を買上げ、これを中央市場（とくに大坂市場）に回送・売却する。こうして入手した正貨によって藩札の準備資金を充実させるというのが、最も典型的なパターンであった。このようにして、近世後期の多数の藩においては、藩札と専売制が不可分の関係を持つようになった。しかし、上記方式の下で発行される藩札は、既に領内で生産されている物資の買上げに充てられる形となる。従って、生産資金の行詰まりから領内の生産が不振である場合には、買上物資が減少し、正貨の流入増加を図ることが出来なくなる。一方、高騰した領内の寡少物資の買上げに伴い藩札が濫発されるため物価上昇は避けられず、領民は苦しむことになる。

これに対し、藩札が生産・運転資金の供給を目的として発行された場合は、極めて大きな効果があった。その好例は以下に述べる福井藩である。

福井藩は寛政11年（1799年）以降、赤字財政を克服するため、積極的な「国産」奨励政策を推進し、農村の生産成果を藩専売制を通じて特権的問屋から運上・冥加金等の形で吸い上げていた。当初は糸・布、次いで藍玉・紙・鎌等に対し、特権商人を介して統制を加え、運上銀の徵収に努めた。ところが、同政策によって生産者の利益が奪取された結果、領内の生産は却って萎縮し、藩財政は一段と窮乏化。天保年間（1830～44年）には、巨額の債務（ピーク時90万両）を抱え江戸・大坂の商人からの借入れも困難化（江戸から国元への旅費の借金すら断わられる有様）、加えて百姓一揆の頻発に悩まされるところとなつた。

このような状況下、同藩の藩士・三岡八郎（のちの由利公正：太政官札の発行をはじめ明治初期の幣制に大きく関与）の建議により安政5～6年（1858～59年）に実施された5万両の藩札発行と物産総会所の設立は、同藩財政の体質を一変させた。彼は「藩の財政難を克服するには、領内産業の振興以外にない。領内の生産不振の原因は、生産資金の枯渇にある」と判断し、「藩札を発行して生産者に超低利で融資し、商品生産の自立的な発展を促進する。そして物産総会所という専売機関を通じて生産物を領外に輸出し、正貨を獲得する」との計画を立案。すなわち「民富」を形成することにより、貿易促進と藩財政の強化を図ろうとしたのである（三岡八郎は「当藩内物産を拡張すべしとは、民を富ますの術で、民富めば國富むの理である」と言明）。

この計画が成功を納めて、福井藩の財政は完全に立直り、文久年間（1861～64年）には常時藩庫に金50万両を保持するに至った（印牧1973）。

このように、専売制に結び付いた藩札発行という点では同じであっても、領内物資の単なる買上げ資金に充当される場合と、領内産業振興のための資本として用いられる場合では、その経済効果に大きな差異が生じたのである。

前者の場合、正貨の流入が思わしくないことから、藩当局は財政難打開の対症療法として、とかく安易に藩札を濫発する傾向がある。その結果、正貨と藩札の間の兌換制は有名無実となり、破綻を招く例が多い。

これに対して、後者の場合は、生産の拡大による正貨の増加を伴った結果、藩札の裏付準備が充実し、藩札が「健全通貨」として機能したのであった。但し、こうした好例は比

藩札の果たした役割と問題点

較的少なく、上記福井藩のほか高松藩、宇和島藩においてみられる程度である。

(3) 現代的教訓

① 中立的な通貨管理当局の確立と維持は、健全な国民経済の運営上不可欠

円滑な経済運営と信用秩序維持のためにには、1国（1藩）の内外経済・金融情勢の変化を把握し、通貨価値の維持（＝物価安定）を図る政策姿勢が肝要である。すなわち「物価安定」のための適切な通貨管理政策の実施が、当該通貨の信認を内・外から獲得し得るキーポイントであり、これによってリスク管理も自ずから達成されると見える。

そのためには多くの藩の財政補填姿勢に見られるような「安い紙幣の増発」は禁物であり、政治的思惑に左右されない中立的な通貨管理当局の確立とその維持のため

の不断の努力が不可欠である。

② 通貨に対する信認（一般的受領性）確立の努力は貨幣経済安定化の基礎

上記①と表裏の関係になるが、藩札は藩当局の濫発によって結局不換紙幣化の道を辿り、領民の信認（一般的受領性）を失うこととなってしまった。「一般的受領性の欠如」は、信用不安と貨幣経済の崩壊を招くものである。その意味で、新規決済手段（例：プリペイド・カード）の導入・普及に当たっては、その裏付け資産の健全な管理と運用に留意することが肝要である。この点については、藩札から得られる教訓は勿論少くないが、江戸時代において一般市民の信認を得ていた商人発行の各種の私札、特に、わが国最古の紙幣であり、江戸時代全期を通じて広範な地域で信認を得て通用した「山田羽書」の発行・運営体制に学ぶべき所が多いと思われる。

以上

【参考文献】

- 阿部謙二、『日本通貨経済史の研究』、紀伊國屋書店、1972年
荒木三郎兵衛、『藩札』上巻／下巻、いそべ印刷所、1969、1971年
石井寛治、『日本経済史』、東京大学出版会、1976年
岡橋 保、『銀行券発生史論——日本銀行券の系譜』、有斐閣、1969年
岡 光夫・山崎隆三、『日本経済史——幕藩体制の経済構造』、ミネルヴァ書房、1983年
小川国治、『萩藩における藩札の史料収集と研究』、『委託研究報告』No.1(60)、日本銀行金融研究所、1987年
印牧邦雄、『福井県の歴史』、山川出版社、1973年
河手龍海、『鳥取藩における藩札の史料収集と研究』、『委託研究報告』No.1(62)、日本銀行金融研究所、1988年
木原溥幸、『高松藩、丸亀藩における藩札の史料収集と研究』、『委託研究報告』No.2(60)、日本銀行金融研究所、1988年
経済史研究会、『日本経済史辞典』上巻、日本評論新社、1954年
児玉幸太、『標準 日本史年表』、吉川弘文館、1986年
作道洋太郎、『お金の日本史』、日本経済新聞社、1978年
社会経済史学会、『新しい江戸時代史像を求めて——その社会経済史的接近』、東洋経済新報社、1977年

金融研究

- 新保 博、「藩札についての一考察」、『神戸大學經濟學研究年報』19、1972年
——、「近世の物価と経済発展」、東洋經濟新報社、1978年
- 鈴木 享、「新編 藩史総覧」、秋田書店、1988年
- 妹尾守雄、「日本貨幣略史」、「通貨研究資料」(27)、日本銀行調査局、1980年
- 高瀬 保、「富山藩における藩札等の史料収集と研究」、「委託研究報告」No.1(58)、日本銀行金融研究所、1987年
- 土屋喬雄・山口和雄、監修、「図録 日本の貨幣 第2巻—近世幣制の成立」、東洋經濟新報社、1973年
——・——、監修、「図録 日本の貨幣 第3巻—近世幣制の展開」、東洋經濟新報社、1974年
——・——、監修、「図録 日本の貨幣 第4巻—近世幣制の動搖」、東洋經濟新報社、1973年
——・——、監修、「図録 日本の貨幣 第5巻—近世信用貨幣の発達(1)」、東洋經濟新報社、1974年
——・——、監修、「図録 日本の貨幣 第6巻—近世信用貨幣の発達(2)」、東洋經濟新報社、1975年
——・——、監修、「図録 日本の貨幣 第7巻—近代幣制の成立」、東洋經濟新報社、1973年
- 西川俊作、「江戸時代のポリティカル・エコノミー」、日本評論社、1979年
- 西川元彦、「中央銀行」、東洋經濟新報社、1984年
- 日本銀行金融研究所、「<新版>わが国の金融制度」、日本信用調査、1986年7月
- 日本銀行調査局図書資料課標本貨幣係、「日本貨幣年表」、1977年
- 日本銀行調査局、「わが国紙幣制度の源流について—とくに伊勢山田羽書三百年の歩み—」、「調査月報」、1980年
- 日本銀行百年史編纂委員会、「日本銀行百年史」第1巻、日本銀行、1983年
- 隼田嘉彦、「福井藩における藩札の史料収集と研究」、「委託研究報告」No.2(59)、日本銀行金融研究所、1987年
- 久光重平、「日本貨幣物語」、毎日新聞社、1976年
- 藤田貞一郎、「紀州藩における藩札の史料収集と研究」、「委託研究報告」No.2(62)、日本銀行金融研究所、1989年
- 藤本隆士、「福岡藩、秋月藩における藩札の史料収集と研究」、「委託研究報告」No.3(59)、日本銀行金融研究所、1988年
- 三好昌文、「宇和島藩における藩札の史料収集と研究」、「委託研究報告」No.1(61)、日本銀行金融研究所、1987年
- 山口和雄、「藩札史研究序説」、「通貨研究資料」(15)、日本銀行調査局、1966年
——、「貨幣の語る日本の歴史」、「そして」、1979年
——、「藩札史の地域別考察」、「社会經濟史学」第49巻第2号、1983年
——、「近世貨幣流通の諸問題」、「茨城県史研究」第51号、1983年
——、「日本の紙幣」、保育社、1984年
- 歴史学研究会、「新版 日本史年表」、岩波書店、1984年
- 渡辺則文・土井作治、「広島藩、福山藩、三次藩における藩札の史料収集と研究」、「委託研究報告」No.2(58)、日本銀行金融研究所、1987年